平成２１年（へ）第３８号
大阪市北区西天満４丁目６番３号ヴェール中之島北13階辻中法律事務所
申立人　破産者株式会社紀洋ナット工業所
破産管財人　岡崎　宣利
権利を争う旨の申述の終期　平成21年７月27日
平成21年７月29日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　２通
⑴手形番号　Ａ08243
金額　109,462円
支払人　ヤマト自動車株式会社
支払期日　平成21年１月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行堂島支店
振出日　平成20年10月27日
振出地　大阪府東大阪市
振出人　株式会社紀洋ナット工業所　代表取締役　黒崎　陸子
引受人　ヤマト自動車株式会社　代表取締役　西口　茂樹
受取人　株式会社紀洋ナット工業所
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ａ08392
金額　279,195円
支払人　ヤマト自動車株式会社
支払期日　平成21年２月28日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行堂島支店
振出日　平成20年11月25日
振出地　大阪府東大阪市
振出人　株式会社紀洋ナット工業所　代表取締役　黒崎　陸子
引受人　ヤマト自動車株式会社　代表取締役　西口　茂樹
受取人　株式会社紀洋ナット工業所
最終所持人　申立人
約束手形　２通
⑴手形番号　ＨＡ260278
金額　450,129円
支払期日　平成21年４月15日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行上町支店
振出日　平成20年12月10日
振出地　大阪市
振出人　サンコーインダストリー株式会社　代表取締役　奥山　泰弘
受取人　株式会社紀洋ナット工業所
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＪ76179
金額　185,000円
支払期日　平成21年４月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社中京銀行大阪支店
振出日　平成20年12月５日
振出地　大阪府東大阪市
振出人　園田鋲縲株式会社　代表取締役　園田　耕司
受取人　株式会社紀洋ナット工業所
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第３９号
栃木県下都賀郡大平町大字蔵井2004番地11
申立人　株式会社丸喜エンジニアーリング
代表者代表取締役　佐藤　喜教
権利を争う旨の申述の終期　平成21年７月27日
平成21年７月29日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＣ204240
金額　397,950円
支払期日　平成21年６月15日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほ銀行梅田支店
振出日　平成21年２月16日
振出地　大阪市
振出人　野里電気工業株式会社　取締役社長　池内　哲郎
受取人兼第一裏書人　株式会社丸喜エンジニアーリング　代表取締役　佐藤　喜教
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第４０号
千葉県松戸市古ヶ崎２丁目3233番地の１
申立人　有限会社蛭田設備工業
代表者代表取締役　蛭田　孝人
権利を争う旨の申述の終期　平成21年７月27日
平成21年７月29日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＸＸ040371
金額　2,374,000円
支払期日　平成21年５月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行大阪営業部
振出日　平成21年３月２日
振出地　大阪市
振出人　大和ハウス工業株式会社　代表取締役　村上　健治
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第４１号
岐阜県岐阜市安良田町１丁目１番地
申立人　アートグラス株式会社
代表者代表取締役　林　　孝子
権利を争う旨の申述の終期　平成21年７月27日
平成21年７月29日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　ＭＳ258464
金額　1,343,058円
支払期日　平成21年５月22日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行備後町支店
振出日　平成21年１月20日
振出地　大阪市
振出人　株式会社ナイキ　代表取締役　内記　政春
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＮＫ258762
金額　1,390,528円
支払期日　平成21年６月22日
振出日　平成21年２月20日
⑵の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の手形の記載に同じ
⑶手形番号　Ａ44988
金額　210,225円
支払期日　平成21年５月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行都島支店
振出日　平成21年１月20日
振出地　大阪市
振出人　電気鉄工株式会社　代表取締役　白本　日出雄
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の登記に係る権利について公示催告をしたところ、下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権の効力を生ずる。
北海道野付郡別海町床丹９番地５
申立人　木村　雅之
権利の届出の終期　平成21年７月21日
平成21年７月28日　標津簡易裁判所
（別紙）　目　録
１不動産の表示
⑴野付郡別海町床丹９番１
雑種地　1090平方メートル
⑵野付郡別海町床丹９番２
雑種地　497平方メートル
２登記した権利の内容
抵当権設定
釧路地方法務局中標津出張所
明治28年10月28日登記
原因　明治28年10月27日借用証書により設定
債権額　金80円
利息　金10円につき１カ月金30銭
債務者　根室郡根室弥生町一丁目10番地
佐々木良助
抵当権者　根室本町一丁目５番地
渡辺　正七

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２１年（フ）第５２５号
愛知県豊田市中垣内町弁天７番地
債務者　有限会社匠建設
代表者代表取締役　鈴木　啓之
１　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅村　浩司
４　破産債権の届出期間　平成21年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年11月２日午後３時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係